

# 令和7年度役員選挙告示

公益社団法人神奈川県柔道整復師会  
選挙管理委員会  
委員長 森 量平

立候補受付期間	<u>令和7年3月10日(月)</u> 9時00分より <u>令和7年4月4日(金)</u> 17時00分まで
役職名及び定数	会長 1名 副会長 2名 理事 6名 監事 2名
立候補資格	本会正会員 但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に該当する者、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条に該当する者、または、本会の正会員として5年を経過しない者は立候補を禁止する。
<u>公益認定法第6条及び本会選挙規程第18条に該当しないこと※注</u>	
※注 参考資料(裏面)を確認のこと 準会員は、被選挙権は有しない(立候補はできない)	
立候補届出場所	本会会館事務局(選挙管理委員長宛)
立候補届出方法	郵送もしくは持参
役員選挙日	令和7年5月25日(日)
立候補届出書類	別途 正会員に送付する

## 参考資料 資格に係る関係法規

### 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

### 本会選挙規程第18条（立候補の禁止）

第18条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に該当する者、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条に該当する者、または、本会の正会員として5年を経過しない者は立候補を禁止する。

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条（役員等の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
  - 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - 三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、3人以上でなければならない。